

平成 30 年度②

事件番号	30 総第 63 号
審査請求年月日	平成 30 年 6 月 26 日
処分の根拠法令	地方税法
裁決日	平成 31 年 1 月 10 日
申立内容	<p>(主張の要旨)</p> <p>市税の納入に係る相続人代表の指定を取り消すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分庁からの通知「市税の納税に係る相続人代表の指定について（通知）」は、教示がない文書は違法である。 ・地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定は、あくまで相続人間において合意がなされ、代表者を指定した場合には届け出なければならないとするもので、自主的に選任された場合に限る。本文書は行政による相続への不法介入。「相続人代表者指定届」を提出していない以上、指定の根拠がなく、瑕疵及び有責違法行為。 ・地方税法第 9 条の 2 第 2 項の規定は、本通知の趣旨に合うが、この場合は（民法）第 915 条により相続放棄の 3 か月以内、法による相続の届出期限は 6 か月であるから「相当の期間内に同項後段の届出がないときは」は 3 か月以内若しくは 6 か月以内。求められた「相続人代表者指定届」を提出した場合、民法第 919 条第 1 項「相続の承認及び放棄は、第 915 条第 1 項の期間内でも、撤回することができない。」により、相続及び相続協議そのものに重大な齟齬が生じる。 ・相続人間において合意がなされる前に代表者を指定するならば、相続放棄の権利の教示と代表者選任の基準と理由根拠を相続者全員に通知すべき。 ・相続人代表者指定届に押印することでことは足りるとの認識なら、法務局への相続協議署は不要若しくは法的意味を失う。相続人の特定及び印鑑証明等の証拠書類による法的手続きの否定は法事国家の根幹を揺るがす。 ・代表者が指定され、固定資産税等の賦課金を代表者が支払った場合、相続協議の内容によらず、賦課金納入者が所有権を主張できる法的根拠を与えることとなり、相続が混乱する場合もある。
裁決概要	<p>(主文)</p> <p>本件審査請求を却下する。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件の判断について</p> <p>平成 30 年 5 月 23 日付け 30 税第 410-5 号「市税の納税に係る相続人代表の指定について（通知）」は、行政指導であり審査請求の対象となる処分ではない。</p> <p>2 結論</p> <p>本件審査請求は不適法であることから行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。</p> <p>付記</p> <p>なお、平成 30 年 7 月 3 日付け 30 税第 410-5 号「相続人代表者指定通知書」による相続人代表者指定に係る処分についての考え方は以下のとおりである。</p> <p>1 法令等の規定等について</p> <p>(1) 地方税法第 9 条の 2 第 1 項では、「納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第 13 条を除く。）においては、第 11 条第 1 項に規定する第二次納税義務者及び第 16 条第 1 項第 6 号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付</p>

	<p>に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。」とある。</p> <p>(2) 同条第2項では「地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。」としている。</p> <p>2 「相続人代表者指定通知書」による処分の判断について</p> <p>(1) 地方税法第9条の2第1項で規定する相続人代表者の指定は、審査請求人も反論書で触れているとおり、「相続人の中で代表して通知を受け取る者」を指定するものであり、相続協議、相続手続に関して、何ら効果を与えるものではない。</p> <p>(2) 地方税法第9条の2第2項で、地方公共団体の長は、相当の期間内に相続人代表者の届け出がないときは、相続人の一人を指定し代表者とすることができるとしている。</p> <p>(3) 地方税法第9条の2第2項中の「相当の期間」は、地方公共団体の長の裁量により決められるものである。</p> <p>(4) 本件は、審査請求人から1か月以上経過後も相続人代表者の届け出がなされず、相当の期間経過後の相続人代表者の指定の処分と認められる。</p>
裁決	却下